

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9：00～17：30 (但し、電話等により24時間常時連絡できる体制とする)
休日	日曜日及び12月31日～1月3日

5. 利用料金

1) サービス利用料

利用料は次の〔居宅介護支援料金表〕の通りです。要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき厚生労働大臣が定める基準に応じた金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

2) 交通費

通常のサービス提供地域においてサービスを提供する場合は無料です。但し、地域外に介護支援専門員がお尋ねする必要がある時は、サービス提供地域を超えた地点から片道1km毎に40円いただきます。

3) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書又は証明書を発行致します。

<居宅介護支援料金表>

	算定項目	算定条件等	月額料金
基本 料 金	要支援1・2	地域包括支援センターが行う場合	4,420円
		市町村から指定を受けて指定居宅介護支援事業所が行う場合	4,720円
	要介護1・2	事業所一人当たり45件未満	10,860円
		同 45件以上60件未満	5,440円
		同 60件以上	3,260円
	要介護3～5	事業所一人当たり45件未満	14,110円
		同 45件以上60件未満	7,040円
		同 60件以上	4,220円